

# 就学支援金及び奨学のための給付金の 審査でマイナンバーを利用します！

保護者等（親権者）全員分のマイナンバーを提出していただき、そのマイナンバーを利用して保護者等の地方税関係情報を確認します。

一度マイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、今後は原則手続きが不要（※1）です。（収入状況届出書も課税証明書等も提出が不要（※2）になります！）

※1 離婚・再婚等により保護者が途中で変更になったり、引越等で住所が変わったりした場合は別に手続きが必要になる場合があります。また、一度不認定（所得制限）になった方が、翌7月以降に認定を受けようとする場合は再度申請が必要です。詳しくは事務室へお問合せください。

※2 奨学のための給付金については、当面の間、申請時に課税証明書等の提出が必要です。

## マイナンバーの提供について

### 1 利用目的は？

マイナンバーを利用して、県教育委員会が保護者等の皆様の地方税関係情報を確認し、高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金の対象であるかどうかを審査します。

### 2 提出するメリットは？

課税証明書等が不要になるため、市町村役場へ手続きに行く手間や手数料がかかりません。また、毎年7月に提出する収入状況届出の手続きも不要です。（※）

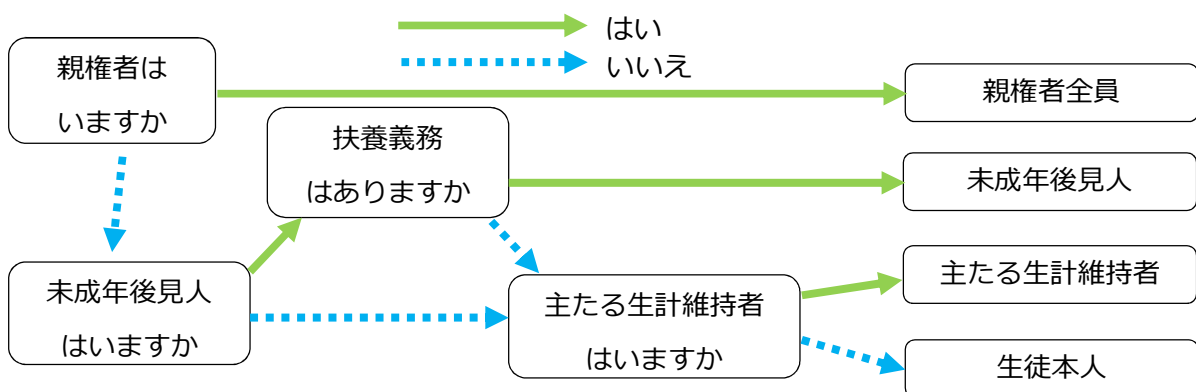
（※）保護者等の状況や課税地に変更があった場合は別に手続きが必要な場合があります。

### 3 取扱いは？

個人情報保護法及び各事務毎に規定する「特定個人情報取扱規程」等（※）に基づき、適切に取り扱われます。

（※）取り扱うことのできる情報の範囲や、マイナンバーの保管方法、その後の廃棄等に至るまで、法令等で厳しく定められています。

### 4 誰のマイナンバーの提出が必要か？



※マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず事務室にご相談ください。

（マイナンバーの提出が困難と認められる場合の例）

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

## 5 マイナンバーのわかる書類は？

マイナンバーを提出する際に必要なものは以下のとおりです。

### 必要なもの（いずれかをご用意ください）

#### ①マイナンバーカード

の裏面



#### ②保護者等のマイナンバーが

記載された住民票

※住民票記載事項証明書でも可

お住まいの市区町村の役所・  
役場で取得できます。（手数料が必要）

通知カードは原則として利用できません。

ただし、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、マイナンバーカードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

### 【マイナンバー提出時の本人確認について】

マイナンバーを提出する際には、本人確認を行うことが義務づけられています。郵送により書類を提出する場合は、必ず保護者等全員の顔写真付の身分証明書（運転免許証等）のコピーを添付してください。（マイナンバーカードの方はカードの両面コピーでも可。）

ただし、生徒又は保護者等が直接事務室へ持参する場合は、本人確認書類の提出（身分証明書の添付）は省略できます。

また、郵送により提出する場合は、簡易書留など配送履歴の残る方法で送付してください。

## 6 マイナンバーを利用した記録は確認できるのか？

マイナンバーを利用して情報連携（地方税関係情報の確認）を行った場合、自身のマイナポータルで「どの地方公共団体が、どのような事務で、どのような情報を確認したか（やりとり記録）」を確認することができます。

DVの被害や虐待等を受けている方で、あなたのマイナンバーカードを配偶者（加害者）が持っている場合や、マイナポータルにおいて加害者に代理権を設定している場合、マイナポータルで「あなたが鹿児島県で手続きを行っている」ことが伝わる可能性があります。このため、本来の住所地と異なる場所に避難されている方やそのおそれがある方は、やりとり記録を加害者に知られないようにする（やりとり記録を不開示にする）こともできますので、まずは事務室へご相談ください。

（ただし、この場合申出者自身も自身のやりとり記録を確認することができなくなります。）

### マイナンバーを提出できない場合

市町村役場が発行する「課税証明書」（市町村民税・県民税の課税標準額及び調整控除額の記載があるもの（有料））で申請することも可能です。ただし、毎年7月に収入状況届出の手続きが必要になります。

マイナンバー以外で申請をする場合は申請書が異なりますので事務室までご連絡ください。

### 就学支援金の審査結果について

就学支援金の審査結果については、後日（7月頃予定）学校からお知らせします。

審査の結果、所得要件を超えるなど不認定通知が届いた方は、4月に遡って授業料を納める必要があります。



**税が未申告の場合は、税の申告後に改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。また、審査が遅れる原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行ってください。**

### 提出先・お問合せ先

鹿児島県立開陽高等学校 事務室  
〒891-0198 鹿児島県鹿児島市西谷山1丁目2番1号  
電話番号：099-263-3733



**お問合せは  
事務室へ！**